

行政相談週間

10月17日(月)～23日(日)
困ったら 一人で悩まず 行政相談



「行政相談」ってご存じですか？

「行政相談」とは、国やN T Tなどの特殊法人等の仕事について、みなさんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

総務省では、この行政相談制度をみなさんにもっとよく知っていただき、利用していただくため、10月17日(月)から23日(日)までの一週間を「行政相談週間」としています。

年金、保険、税金、登記、道路、福祉など役所の仕事について、お気軽にご相談ください。

〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎3階
総務省 三重行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課

おこまりならまる まるくしょーひやくとぼん 総務省行政相談センター
0570-090110 まくみみ三重
平日 8時30分～17時15分

(注) ①土・日・祝日・上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。

②P H S、I P電話などをご利用の場合は

059-227-1100

③ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。

四日市税務署からのお知らせ

20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。

令和4年4月に民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。

四日市市消防本部からのお知らせ

秋の火災予防運動 11月9日～15日
『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

これから火災が発生しやすい時季を迎えます。様々な火災の中でも、特に住宅で発生する火災で多数の死者が出ており、その出火原因は生活する上で身近にある物が多く占めます。この機会に家族の皆様で住宅火災から命を守る為の対策をご確認ください。

●住宅防火 いのちを守る 10のポイント

≪4つの習慣≫

- ①寝たばこは絶対しない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

≪6つの対策≫

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。

- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

●住警器は正常に作動しますか？

住宅用火災警報器(住警器)があると火災が発生した際に早期発見することができます。いざというときに正常に作動するように点検ボタンを押すなどして点検しましょう。異常を知らせる音声などが鳴った場合は機器の交換をお願いします。

■お問い合わせ 四日市市消防本部予防保安課
(TEL 356-2010、FAX 356-2041)

防火管理講習の開催について

1実施日時

- ①甲種防火管理新規講習
(2日間全科目の受講が必須です。)
11月15日(火)と11月16日(水)の2日間
両日とも 9時30分～15時40分

- ②乙種防火管理講習
11月15日(火) 9時30分～15時40分

- ③甲種防火管理再講習
11月17日(木) 9時30分～11時30分

2実施場所

四日市市西新地14番4号 四日市市消防本部
2階防災センター

3受講手続

消防本部予防保安課、北消防署、朝日川越分署、南消防署において、所定の受講申込書に必要事項記入(上半身の写真を貼付)のうえ、お申し込みください。テキスト代(①②2,500円、1,400円)につきましては講習当日の受

付時にお支払いいただきます。

受講申込用紙は消防本部ホームページからもダウンロードできます。

なお、電話・郵送・FAXでの申し込みはできません。

4受付期間

三重郡朝日町内に在住または通勤の方
10月11日(火)～10月21日(金) (土・日を除く。)
受付時間は8時30分～17時15分までとします。

ただし、受付期間中であっても定員になり次第締め切りますので、お早めにお申込みください。

5受講定員

①80名 ②20名 ③80名

6その他

新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、講習を中止、縮小する場合があります。

7問い合わせ先

四日市市消防本部 予防保安課 予防係 TEL 356-2008